



5 輸出検疫



検疫と輸入国への影響

農林水産物やその加工食品を輸出するときには、税関へ申告をする前に植物検疫または動物検疫を受ける必要があります。

	植 物 検 疫	動 物 検 疫
検疫の内容 	植物に有害な病菌・害虫・寄生植物がないか。土壌のついた植物はほとんどの国が輸入を禁止しています。	家畜の伝染性疾病をひろげるおそれがないか。(家畜および畜産物に家畜の伝染性疾病の病原体がないか)
輸入国への影響 	輸入国において病菌・害虫・寄生植物により農林業等へ害を与えるおそれがあります。	家畜の伝染性疾病の病原体が侵入し輸入国において家畜の伝染性疾病が発生・蔓延するおそれがあります。
検査証明書	検査に合格したら植物検査証明書、輸出検疫証明書(動物検疫所)が発行されます。	
留意点	輸出国・商品・数量が決まりましたら、植物検疫所、動物検疫所へ必ず事前にお問い合わせください。	

下記4カ国に農林水産物等を輸出する場合の検疫条件

2013年12月現在の情報に基づくものです。▼最新情報をご確認ください。

品 目	タ イ	マレーシア	インドネシア	ベトナム
米・いちご・トマト・メロン・大葉・れんこん・柿・梨・桃・みかん	輸出：可 植物検疫証明書が必要 ＊みかん；特別な検疫が必要(携帯品、郵便物は禁止)	輸出：可 植物検疫証明書は不要	輸出：可 植物検疫証明書必要 ＊みかん；消毒が必要	輸出：－ 現地受入条件を確認
菊・洋ラン・シクラメン・サボテン・	輸出：可 植物検疫証明書が必要 ＊禁止品＝サボテンの果実・土壌のついた植物	輸出：可 植物検疫証明書、現地輸入許可証が必要 ＊禁止品＝洋ラン・土壌のついた植物	輸出：可 植物検疫証明書が必要 ＊サボテン；現地の輸入許可証が必要 ＊禁止品＝土壌のついた植物	輸出：－ 現地受入条件を確認
動植物の輸出についてはワシントン条約に抵触する場合がありますので、中部経済産業局国際課へ確認ください。(P23参照)				
その他の植物品目に対しては、植物防疫所または、現地へ確認してください。				

畜産物およびその加工品	牛肉	輸出：可 ※1 輸入条件が定められている	輸出：不可 二国間で協議中	輸出：不可 二国間で協議中	輸出：不可 二国間で協議中
	豚肉	輸出：不可 二国間で協議中	輸出：不可 日本での疾病発生が理由	輸出：不明 現地受入条件を確認	輸出：不可 二国間で協議中
	鶏肉	輸出：不可 日本での疾病発生が理由	輸出：不明 現地受入条件を確認	輸出：不可 日本での疾病発生が理由	輸出：可 ※2 輸入条件が定められている
	卵	輸出：可 現地受入条件を確認	輸出：不明 現地受入条件を確認	輸出：不明 現地受入条件を確認	輸出：不明 現地受入条件を確認

▼詳細及び最新情報につきましては、右のURLの「畜産物(輸出)」をご確認ください。 <http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/index.html>
 (※1) <http://www.maff.go.jp/aqs/hou/exguuteirui2.html> (※2) <http://www.maff.go.jp/aqs/hou/exkakin2.html>
 日本からの輸出を停止している国があります。